

【保留通知書の郵送申請の手順】

- ① 北区ホームページより「保育施設・事業利用調整結果通知書兼保育所保留通知書等交付申請書」を印刷し、記入例に沿って必要事項をご記入ください。
※申請者は申込み書類に記載いただいた児童の父・母どちらでも可。

- ② 記入いただいた「保育施設・事業利用調整結果通知書兼保育所保留通知書等交付申請書」と申請者確認書類（保留通知書・運転免許証・健康保険証・その他本人確認書類等）の写し、返信用封筒（110円切手貼付）を同封し大阪市北区保健福祉センター福祉課（保育担当）までご郵送ください。

【郵送申請にご用意いただくもの】

- ア 保育施設・事業利用調整結果通知書兼保育所保留通知書等交付申請書
 - イ 申請者確認書類（保留通知書・運転免許証・健康保険証・その他本人確認書類等）の写し
 - ウ 返信用封筒（110円切手貼付、送付先・宛名をご記入ください。）
- ※ 返信用封筒の送付先住所は、申込み書類に記載いただいた住所のみの取扱いとなります。

【郵送申請の送付先】

〒530-8401

大阪市北区保健福祉センター福祉課（保育担当）宛て

- ③ 北区保健福祉センター到着後、1週間前後で「保育施設・事業利用調整結果通知書兼保育所保留通知書等」を返送します。